

証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび、追加型証券投資信託「三菱UFJ/メロングローバルイノベーション」(以下「ファンド」といいます。)*につきまして、左記の通り投資信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせします。

一、変更内容

①外貨建資産に関する取引についての運用の指図に関する権限を委託しているニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド(以下「再委託先」といいます。)*との信託財産の運用指図権限委託契約の解除を行い、自社による運用とすることに伴い、投資信託約款中の運用の権限委託に関する条文およびその他関連条文について所要の変更を行います。また併せて、ファンドの名称を「三菱UFJ グローバルイノベーション」へ変更します。

②受益権の取得申込みまたは一部解約の実行の請求を受け付けられない日として規定する英国証券取引所の休業日を撤廃します。

二、変更理由

①イノベーションという軸に基づくトレンド分析・投資テーマの選定等、一連の運用プロセスを継続しながら外貨建資産運用を自社による運用とすることが可能と判断されたためです。

②ファンドの再委託先との契約解除に伴い、投資信託約款付表にて規定する「別に定める日」について変更を行うものです。

三、変更予定日および変更適用予定日

右約款変更は、平成二十三年八月十一日付で行い、平成二十三年九月十七日より適用する予定です。

ファンドの受益者で右約款変更にご異議のある方は、平成二十三年六月三十日から平成二十三年八月三日までに、当社に対し書面によりその旨をお申し出下さい。右期間中にご異議のお申し出のあった受益者の受益権口数が、平成二十三年六月三十日の受益権の総口数の二分の一を超えないときは、予定通り投資信託約款を平成二十三年八月十一日付で変更し、平成二十三年九月十七日より適用します。ご異議のお申し出のあったファンドの受益者は、自己に帰属する受益権を公正な価額で、取扱販売会社を通じて、平成二十三年八月十二日から平成二十三年八月三十一日までの間に、当該ファンドの受託会社に対し、当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

平成二十三年六月三十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱UFJ投信株式会社